

平成 30 年度税制改正に関する要望

自由民主党予算・税制に関する政策懇談会

平成 29 年 11 月 14 日

全国町村議会議長会

平成30年度税制改正に関する要望

平成29年11月14日
全国町村議会議長会

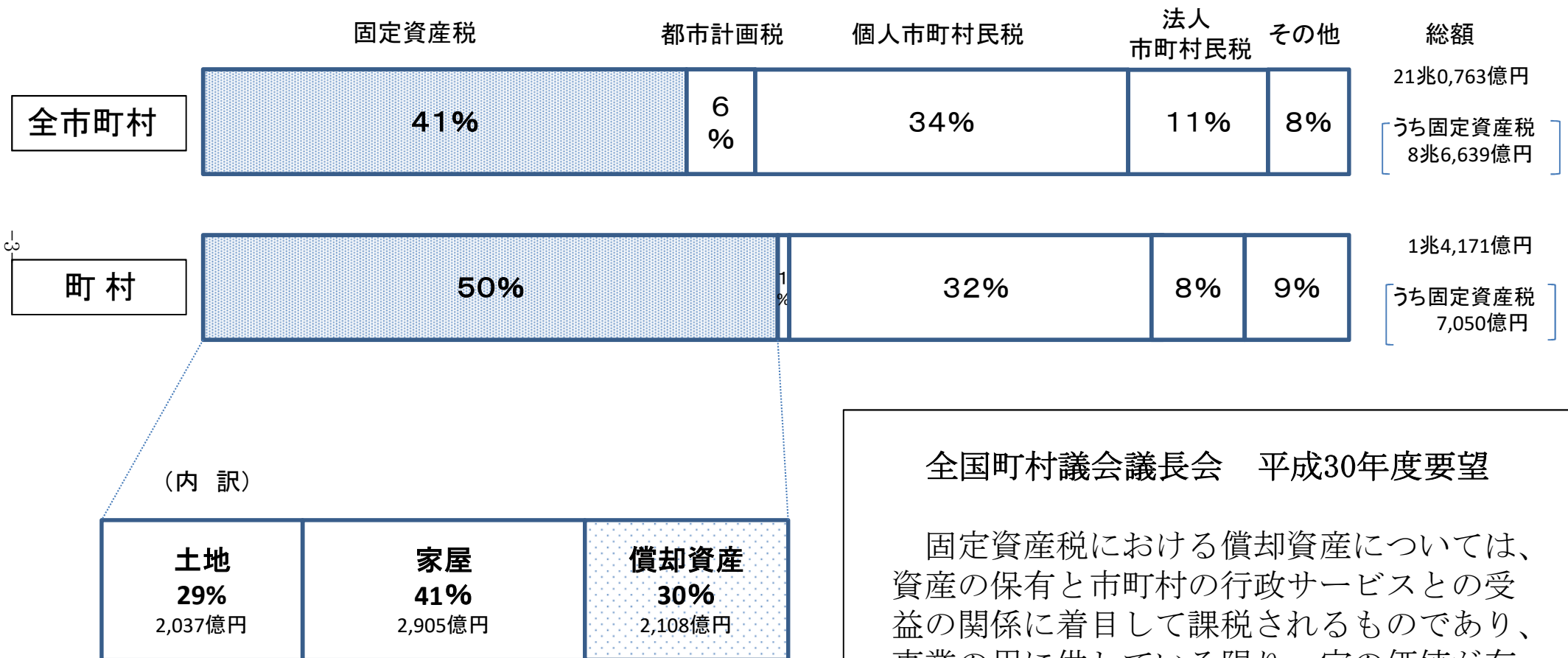
- 1 地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するため、国税と地方税の税源配分を歳出ベースに合わせること。
- 2 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税の充実強化を図ること。
また、地方消費税の清算基準の見直しにあたっては、地方の意見を十分踏まえ、税収を最終消費地により適切に帰属させたものとする事。
- 3 消費税率10%への引上げは再延期されたが、町村においては、子ども・子育て等をはじめとする社会保障の充実のための諸施策に取り組んでいるところであり、こうした町村の社会保障施策の推進に支障が生じることのないよう、必要な財源を確実に確保すること。
- 4 消費税率10%時における軽減税率制度の導入にあたっては、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、安定的な恒久財源を確実に確保すること。
- 5 東京への税財源の一極集中を是正すること。
- 6 個人住民税については、町村の行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることを踏まえ、制度のあり方を検討すること。
- 7 固定資産税における償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行制度を堅持すること。
なお、平成28年度税制改正において創設された固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、その期限の到来をもって確実に終了するとともに、その期限までの期間内であっても対象の拡充は断じて行わないこと。

- 8 固定資産税は町村における基幹税目であることから、平成30年度の評価替えにあたっては、税収の安定的確保を図ること。
- 9 地方税に影響を及ぼす国税の特別措置及び地方税の非課税措置を整理縮小し、町村税源の確保を図ること。
特に、固定資産税における非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を図ること。
- 10 自動車関係諸税の見直しにあたっては、町村にとって極めて貴重な財源であることから、町村財政へ影響を及ぼすことのないよう、確実に代替財源を確保すること。
- 11 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）を充実確保すること。
- 12 たばこ税の税率の将来に向かっての引き上げにあたっては、市町村に及ぼす影響を勘案し、現行の総額を確保すること。
- 13 入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、環境衛生施設、消防施設等の設備や観光振興のための貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 14 ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の10分の7が町村にとって極めて貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 15 森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」を早期に導入すること。

町村における固定資産税の償却資産課税について

全国町村議会議長会作成

- 町村における固定資産税収は、町村税収全体の約5割の規模
うち償却資産分は約3割を占めている
- 特に町村にとっては、安定した非常に重要な基幹税源



全国町村議会議長会 平成30年度要望


固定資産税における償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り一定の価値が存することから、**現行制度を堅持**すること。

※ 平成27年度決算総務省データによる。

ゴルフ場利用税交付金と町村財政

全国町村議会議長会作成

- ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、ごみ処理、地滑り対策等の災害防止対策等、ゴルフ場特有の行政需要に対応
- 税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されており、昨今の極めて厳しい地方財政の中、町村の貴重な財源
- 年少者、高齢者及び障がい者等の利用は非課税とするなど、ゴルフ人口の裾野の拡大や生涯スポーツ社会の実現に配慮

 財政基盤が脆弱な町村の貴重な財源となっているゴルフ場利用税交付金を廃止しようとするのは、地方創生の実現に逆行するものであることから、**現行制度を堅持すること**

①額の大い町村 [単位:千円(金額)]

		ゴルフ場利用税 交付金
1	静岡県小山町	225,376
2	岐阜県御嵩町	115,760
3	千葉県大多喜町	107,431
4	長野県軽井沢町	104,588
5	千葉県長南町	99,471
6	神奈川県箱根町	97,606
7	埼玉県鳩山町	91,341
8	千葉県芝山町	80,493
9	静岡県森町	76,218
10	沖縄県恩納村	75,633

②割合の大い町村 [単位:千円(金額)]

		ゴルフ場利用 税交付金(A)	地方税(B)	A/B
1	京都府笠置町	41,991	158,397	26.5%
2	京都府南山城村	64,921	308,727	21.0%
3	奈良県山添村	63,310	462,285	13.7%
4	熊本県産山村	12,658	108,558	11.7%
5	高知県芸西村	40,092	378,241	10.6%
6	千葉県睦沢町	73,517	707,282	10.4%
7	千葉県大多喜町	107,431	1,091,902	9.8%
8	群馬県高山村	38,390	465,796	8.2%
9	長野県売木村	5,549	72,500	7.7%
10	高知県日高村	33,863	477,998	7.1%

※ 平成27年度決算総務省データによる。